広報 あびこ

第145号
昭和38年11月1日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

11月の納税は

健康保険税の3期分です

あなたとあなたの家族の健康を守るためにも保険税は納期限内に納めるよう、今から準備して、11月30日の納期限までには必ず完納するようにいたしましょう。

秋空の清さを映せ一票に

十一月十三日町議会議員選挙

○……十月二十四日役場会議室において行なわれた○……選挙管理委員会で、十一月三十日をもって任期○……満了となる町議会議員の選挙期日が十一月十三○日（水曜日）ときまりました。本号はこの選挙……○○についての特集をおこないました。……○

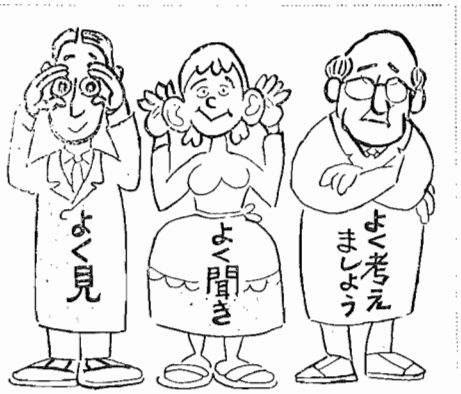

政治を行なうのは、わたくしたちが自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

森吉正照

あなたは投票できますか

名簿にないと投票できない

年令二十才以上の者で三カ月以上本町に住んでいる者は選挙権を得ることができますが、選挙人名簿に登録されていないと投票することができません。

十一月十三日に行なわれる町議会議員選挙に用いられる補充選挙人名簿について次のとおりお知らせいたします。

◎補充選挙人名簿調製現在日、十一月六日

◎資格

昭和三十八年八月七日午前零時以前から引き続き本町に在住する、昭和十八年十一月七日以前に生れた者。

◎申請期間

十一月六日から七日まで（午後五時まで）

商用などに不在者投票

6日から12日まで

選挙人が公務や社用、または商用などのため、投票日に我孫子町外へ出張し投票日に帰らない方、あるいは、婚礼や葬儀のために旅行するとか、または旅行中の方などのために不在者投票ができます。

この不在者投票は11月6日から投票の前日12日まで毎日午前8時30分から午後5時まで、選挙管理委員会（役場）で受け付けますから、不在者投票をしようとする方は投票所入場券を持参してその旨申し出てください。

この場合注意していただきたいことは、選挙法でいう不在者投票をする選挙人は、選挙の当日みずから投票所へ行き投票できないという例外規定がありますので、不在者投票をおこなわねばならないことの事由を証明する証明書が必要です。

それではその証明書はどんなものかといいますと、勤めている方であればその勤務先の事業主の証明書また工事場やその他の事業所などに出かせぎの方はその工事場の事業主（または飯場の責任者）の出す証明書であります。

なお、個人の場合は証明する方がいないため、印章をもって選挙管理委員会へおいでください。

◎申請の方法

所定の用紙（役場および両支所に用意してありますが）に所要事項を記載の上、町選挙管理委員会に申請してください。

◎名簿調製

十一月八日

◎縦覧日（異議申立）

十一月九日

◎異議の申し立てがあった場合の決定

十一月十日

◎確定

十一月十一日

投票所入場券を十一月六日までに皆様のお手もとに届くように郵送いたしますので、六日までに届かない方は、おそくとも十一月七日午前中までに、選挙管理委員会（電話アビコ四二番）へ問い合せてください。

前にも申し上げたように選挙権のある人でも選挙人名簿に登録されていないと投票はできませんからご注意ください。

町議会議員の選挙の場合は名簿に登録されていても他市町村へ転出された方は投票できません。入場券があっても投票する前に転出した人も投票することができませんのでご注意ください。

このさいもう一度あなたの選挙権を確かめてください

投票日は、あすに迫った。朝からひっきりなしに連呼をつづけて、車が走っている。そのなかには、中村さんの兄の車もあった。

中村さんは貧しい画家だが、彼の兄は戦後事業に成功して、市会議員にも何回か当選している。だが、金にものを言わせるやり方が気にいらないので、中村さんは肉親の情として兄の当選を喜びながらも、心の底では割り切れないものを感じて選挙が始まると、いつも重い気持ちにボンヤリと縁側に立って、明るい秋の空をながめていると、中村さんのひとり娘絹子が、お茶を持って来てくれた。

「おじさんは、こんども当選確実らしいわね」

無邪気に、市会議員のおじを持つ誇りに、声はずませる絹子だったが、中村さんは「ウン」と気のない返事をした。

「私もことしから一票の主権者になったのだから、おじさんに入れてあげようと思うのだけれど、迷っているの。投票は結婚の相手を選ぶような真剣な気持ちでなければ、おむこさん以上に私たちの幸福を左右する力を持っているのだもの！」

（なるほどうまい表現だ）と感心しながら、中村さんは娘のことばから、彼女のボーイフレンドの姿を連想した。山田という証券会社へ勤めている青年が、絹子の母親のお気に入りで最有力候補で、中村さんも、いいだろうと考えていた。

だが、四、五日前に駅で会ったとき、耳もとに口を寄せて、「中村さんに投票します」と言われたことが、いつまでもザラザラした感じを残した。

「山田さんていやな人よ。おじさんに投票してあげるって、何度も何度も言うの。だからきのうのデートすっぽかしちゃったの」

中村さんは思わず、ほおをほころばせて、絹子をふり向いて見た。やっぱり親の娘だと思いながら今の娘はしっかりしていると感心しながら、日本もこれから良くなると思いながら……。

▽……秋晴……△

坪内カゲエ

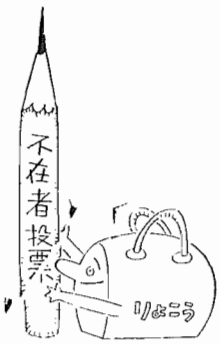

旅行鞄「エンピツがさきよ」　吉田章夫

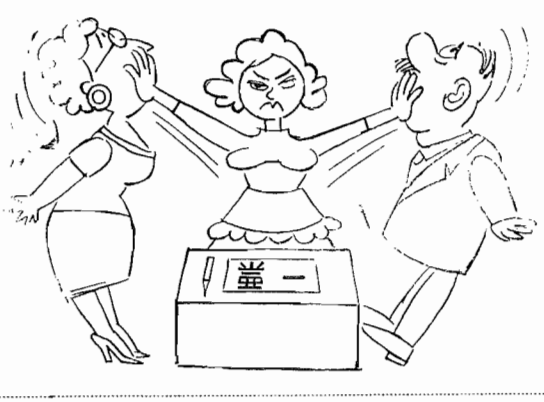

この一票、人のさしずは受けません

森吉照正

秘密を守る代理投票

字の書けない人などに

字をおぼえていないとか病気やケガなどで字の書けない人のために代理投票という制度があります。

これは投票所で「右手のケガのため代理投票を願います」と申し出ると係が二人で代理投票をしてくれます。係の一人は投票用紙にその選挙人の選んだ候補者を代書し、一人はその選挙人の選んだ候補者を書いたかどうか確める義務を有しております。この係は絶対にこの代理投票の秘密を口外いたしませんから安心して投票してください。係がこの秘密をもらした場合は二年以上の禁固または二万五千円以下の罰金刑などを受けます。

立候補予定者などに説明会

十一月十三日に行なわれる予定の町議会議員選挙の公明化をはかるため、立候補予定者および選挙運動関係者の参加を得て選挙の執行計画、選挙運動、公明選挙運動などについて協議および説明会を次のとおり開きます。

日時　十月三十一日午後一時

場所　我孫子町立我孫子第一小学校

参加者　町議選立候補予定者（又は代理者）他一名

選挙法解説

みんなで事前運動を監視

公明選挙はあなたから

選挙を正しく明るいものにしようにする公明選挙運動が昭和二十七年に始められ、最近では「選挙法を守る会」等も発足して地について運動に入っているようです。公明選挙を達成するためには、公職選挙法をよく理解することがたいせつであることは今さら申し上げるまでもありません。そこできょうは選挙法を問答形式によってわかりやすくお話しいたします。

問 瀬踏み行為というのはどんなことですか。

答 立候補するからには、ぜがひでも当選したいのは人情である。しかし、選挙人の支持があるだろうか。あるとしてもどの程度支持してくれるだろうか。当選の胸算用をするとき、一番最初に問題になることはこれであるまたこれをはつきりつかんで立候補することが戦いを有利にすることである。たとえば選挙区内の有力者である区長とか、自治会の役員といった人々に立候補の可否を問い合わせるとか、選挙区の情勢を聞くという方法もあるし、みずから報告演説会のようなものを用いて直接選挙人の反響をみるようなことである。

問 瀬踏み行為でも違反になりますか。

答 純粋に立候補のための判断資料を得るだけのものであればよいが、それにあわせて投票の依頼したような事実があれば、たとえば相手が数人であろうと事前運動となる。判例ではそのような意志を「明示または黙示したときは選挙運動となる」としているから、ハッキリ「よろしく頼む」といわなくとも、相手方にわかる程度に他の方法で示して違反となる場合があるので注意を要する。

問 立候補しようとする者が、自已の名を記載したポスターを作成し、街頭に掲示することはさしつかえないか。

答 選挙が特定しており、かつその選挙に立候補することを予定している者が、投票を得る目的で、これらの行為をすることは公職選挙法（一二九条）の違反と認められる。

演技過剰　宍戸左行

問 町内会又は部落会等において議員候補者の予選会を開催し、特定人を候補者として予選した場合その会議のてんまつを、自治会等の会議に欠席した者に通知する行為はどうか。

答 予選会の結果を通知する行為は、選挙運動となるおそれがある。なお特定の候補者を支持したり推せんしたりする目的を有する団体は政治資金規正法の規定により届出を必要とするので注意すること。

問 町政報告演説会を立候補の届出前に行なうことはさしつかえないか。

答 内容、方法、時期ともに一般的政治活動として認められる限り事前運動とならない。ただし特定人の当選を得または得しむる目的をもってなしたときは違反となる。

問 選挙を見越して何某後援会を発起開催し、会員を募集することはよいかの交渉。

答 (1)については特定の議員候補者たらんとする者の為に投票を得しむる目的をもって名を詮衡会または推せん会にはかり、選挙人の会合をしたときは選挙運動となり、純然たる白紙の状態で行なう詮衡会に限りさしつかえない。(2)については、たとえば少数特定人の場合であっても、その行為が立候補後における自已のための投票その他当選の尊旋につき、依頼の意思をあわせ有することを明示または黙示したときは、選挙運動となる。(3)については自ら政党の公認を求める行為は選挙運動に該当しない。(4)については単に「選挙事務所として貸してくれるか」と問い合すに止まる行為はさしつかえないが選挙事務所の借入交渉を口実に戸別に訪問して投票を依頼することは違反となる。

問 戸別訪問をして会員を募集し、何某が次の○○選挙に立候補することを予定し、その人のために投票を得しむる目的にあるときは、選挙運動であって違反行為となる。

問 事前運動とはどんなものをいうのか。

答 立候補を決定すると、直ちに選挙運動に着手したいのが人情であり、最近では選挙期日の告示前に選挙運動にまぎらわしいポスター、ビラ等が掲示される例が少なくないしかし「立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までなければ選挙運動はできない」こととされている。そこで事前運動として禁止されているのはこの許された期間以外におけるいっさいの選挙運動である。したがって戸別訪問や買収のように選挙運動期間中に禁止されている行為はもちろん、個々面接や電話による選挙運動のように期間中においては制限されない行為も行なうことができない。

問 選挙運動とは一般的にどんなことをいうのか。

答 選挙運動という用語の意義については、法律上これを明確に規定はしていないので、合理的な解釈により判断する外ないが判例によれば「選挙運動とは、一定の議員選挙につき一定の議員候補者を当選せしむべく、投票を得もしくは得しむるにつき直接かつ有利なる周旋勧誘もしくは誘導その他諸般の行為を為すことを汎称するものにして、直接に投票を得又は得しむる目的をもって周旋勧誘等をなす行為のみに局限するものに非ずとされている。またある行為が選挙運動とされるためには、(1)その行為の対象たる選挙が特定していること。(2)特定の候補者のためにするものであること。(3)当選を目的としてなされる行為であること。(4)その行為が投票を得または得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為であること等が要件とされている。

問 立候補準備行為として次の行為はさしつかえないか。

(1)候補者たらんとする者の詮衡会
(2)瀬踏み行為
(3)政党の公認を求める行為
(4)選挙事務所の借り入れ

判断

答 (1)電話によって選挙運動をすること、たとえば「○○さんに投票してください」と電話することはいつさい自由である。(2)個々面接によって選挙運動をすること。「個々面接」とは道路とか、バスの中でたまたま会った友人等に選挙運動をすることで戸別訪問でもなくまた街頭演説でもないので全く自由である。しかしよいからといって、家にいる人をわざわざ路上に呼び出して選挙運動をすると戸別訪問となるまたバス、電車の中で選挙運動をしてよいからといって大衆を相手に車内で選挙演説をすることは禁止される。(3)幕間演説とは、映画演劇の休憩時間が会社の昼休時間あるいはPTAの会合のように他の目的で集合している人々を対象にして選挙運動のための演説をすることであってこれも自由に行なえる候補者に限らず誰が出向いて行って選挙運動をしてもよい。たゞ幕間演説には場所的な制限があるすなわち国、県、市町村あるいは三公社の建物内（公営住宅はよい）電車バス等交通機関内、病院等の中ではできない。

問 自由にできる選挙運動はどんなものがあるか。（選挙運動期間中）

答 ポスターの貼り場所については誰も人目につき易い所に貼りたいわけであるが選挙であるからといって無断でどこに貼ってもよいというわけでない。塀や建物などや人のものであれば必らず掲示についての承諾を必要とすること。また国、地方公共団体、日本国有鉄道日本専売公社、日本電信電話公社、電子燃料公社が所有しもしくは管理するものには掲示できないなお、国または地方公共団体が管理するものに掲示した場合および他人の工作物に無承諾で掲示をしたバス、電車の中で選挙運動をしてよいからといって徹去しても選挙妨害とならない（徹去する場合には事前に警察に連絡するなりして将来問題の起きないようじゅうぶん注意してください）

問 選挙運動用ポスターの掲示場所に制限があるか

答 選挙運動用ポスターの掲示場所に制限はない。ただ印刷者の氏名と住所を記載し選挙管理委員会の検印を受けることが必要である。

問 選挙運動用ポスターの記載内容に制限があるか

答 選挙運動のために使用するポスターであるから、スローガンや候補者の氏名、政党名等虚偽事項でない限りさしつかえない。なお規格は縦四十二センチメートル横三十センチメートル（ダブロイド型）を超えないもので、表面に必らず掲示責任者および印刷者の氏名と住所を記載し選挙管理委員会の検印を受けることが必要である。

町議会議員選挙日程

▽六日　。選挙告示　。補充選挙人名簿調製現在日　。補充選挙人名簿申請（七日まで）　。立候補届出（九日まで）。不在者投票（十二日まで）
▽八日　。補充選挙人名簿調製期限
▽九日　。補充選挙人名簿縦覧（異議申立）　。氏名掲示決定順序のくじ
▽十日　。投票立会人選任期限　。選挙立会人届出期限　。補充選挙人名簿異議決定期限
▽十一日　。選挙立会人を定めるくじ。補充選挙人名簿確定
▽十三日　。投票日（午前七時から午後六時まで）　。開票をあわせて行なう選挙会（午後七時半から）

町の人口

（昭和38年9月30日現在）

男	14,958人	（前月比 53人増）
女	15,467人	（〃 63人増）
計	30,425人	（〃 116人増）
世帯数	6,562世帯	（〃29世帯増）

9月の人口動態

	（男）	（女）	（計）
出生	20人	27人	47人
死亡	10人	5人	15人
転入	106人	102人	208人
転出	63人	61人	124人
転入世帯			47世帯
転出世帯			18世帯

「このごちそう、どうも事前運動くさいんですが」　森吉正照

その手に乗るな「立候補者」へへ〃いいんだよ〜　森吉正照